

在留資格申請に係る処理について

在留資格：技能実習生の在留資格申請は、3年間で3回行います。

1. 在留資格**認定証明書交付**申請（入国前に申請）
2. 在留資格**変更許可**申請（入国日から2年目を迎える前に申請）
3. 在留期間**更新許可**申請（入国日から3年目を迎える前に申請）

【申請者】

1. 在留資格**認定証明書交付**申請
入国前に監理団体が申請
※本来「申請者＝実習生」だが、実習生が入国前の為、監理団体が実習生に代わって申請
2. 在留資格**変更許可**申請、及び3. 在留**期間更新許可**申請
申請者本人（実習生）も申請可能だが、煩雑な為、通常代理人（実習実施者又は監理団体）が申請

【申請に関する処理事項】

1. 在留資格**認定証明書交付**申請
入国前に監理団体が申請
2. 在留資格**変更許可**申請、及び3. 在留**期間更新許可**申請
＜実習実施者が申請する場合＞
 - （1）当組合から、申請書類を案内し、実習実施者へ送信
 - （2）各地方出入国管理局へ実習生を伴って、申請書類を提出
※申請人が実習生であり、本人確認が必要となる為
 - （3）申請後承認のお知らせ（ハガキ）が到着
 - （4）申請承認後、各地方出入国管理局へ実習生を伴って、新規在留カードを受領
※手数料として4,000円の収入印紙が必要
＜当組合が申請する場合＞
 - （1）当組合から申請書類を案内し、当該書類と共に手数料4,000円の収入印紙及び
在留カード原本を当組合へ返送
 - （2）当組合で申請
 - （3）出入国管理局から新規在留カードが組合へ届き次第、実習実施者に送付
※旧在留カードは使用できないよう処理（ICチップ無効化及び穴あけ）され返送

【費用について】

当組合に委託される場合：5,000円（1名当たり）

※実習実施者が申請することも可能ですが、煩雑な為、当組合への委託をご検討ください。